



発行 新潟県
第 13 号
 令和2年2月18日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 156 土地改良区連合役員の退任届（農地計画課）
- 157 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 158 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 159 公共測量の終了通知（監理課）
- 160 道路の区域変更（道路管理課）
- 161 道路の供用開始（道路管理課）
- 162 道路の区域変更（道路管理課）
- 163 道路の供用開始（道路管理課）
- 164 道路の区域変更（道路管理課）
- 165 道路の供用開始（道路管理課）
- 166 道路の区域変更（道路管理課）
- 167 道路の供用開始（道路管理課）
- 168 道路の区域変更（道路管理課）
- 169 道路の供用開始（道路管理課）
- 170 道路の区域変更（道路管理課）
- 171 道路の供用開始（道路管理課）
- 172 道路の区域変更（道路管理課）
- 173 道路の供用開始（道路管理課）
- 174 道路の区域変更（道路管理課）
- 175 道路の供用開始（道路管理課）
- 176 道路の区域変更（道路管理課）
- 177 道路の供用開始（道路管理課）
- 178 道路の区域変更（道路管理課）

病院局公告

特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

人事委員会規則

- 6-1838 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1839 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）



◎新潟県告示第156号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年2月18日

新潟県新発田地域振興局長

1 退 任

理事 新発田市真野原外1145番地 長谷川 史司

退任年月日 令和2年1月30日

◎新潟県告示第157号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を令和2年2月6日認可した。

令和2年2月18日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第158号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和2年2月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和2年1月28日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
柏越建設株式会社
伊山 清吉
- 3 主たる営業所の所在地
柏崎市半田2-7-5 エクシードA102号室
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第9412号
- 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和2年1月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年1月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ダグラスホールディングス株式会社
阿部 和義
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区京王1-1-15
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43791号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年1月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年1月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
西原建築
西原 清七
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市山古志虫亀3323
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第45766号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年12月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 令和2年1月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
奥田建築
奥田 良勝
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市名立区名立大町1688-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第11379号
 - 5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年1月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年1月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社渡啓組
渡辺 由喜
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市梅津2343
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-26)第11573号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年1月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年1月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社霜越建設
霜越 覚
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市名立区名立小泊165-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第25511号
 - 5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年1月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年1月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
胎内電化サービス
皆川 龍介
 - 3 主たる営業所の所在地
胎内市大字鼓岡702
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第39912号
 - 5 処分の内容 電気工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年1月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 令和2年1月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社イカラシホーム
五十嵐 敏行
 - 3 主たる営業所の所在地
見附市学校町1-12-19
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第21428号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年1月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年1月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
西田建設株式会社
西田 行宏
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大潟区土底浜1690-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第10171号
 - 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年1月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年1月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
佐藤鉄筋
佐藤 博美智
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市土橋1813-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45079号
 - 5 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年12月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年1月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社志賀電設
志賀 幸夫
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市松之山1051-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第9723号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

令和2年1月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和2年1月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
檜内建設株式会社
檜内 宏基
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市緑町1-15-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第31173号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年1月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年12月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
山栄建設株式会社
大平 力
 - 3 主たる営業所の所在地
胎内市大字半山字谷内ノ入540-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第13414号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年12月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年1月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社工材
吉川 輝行
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区新和3-9-26
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第14088号
 - 5 処分の内容 左官工事業、防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年1月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年1月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社新装
金澤 伸司
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市馬場丙1546-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第18351号
-

- 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年1月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年1月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社三和エアテック
齊藤 和也
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市荻野1-7-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第44047号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年1月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年1月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
斉藤建築
斉藤 豊秋
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区赤渋534-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第42946号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年12月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年1月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
豊田工業
豊田 富男
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市吉川区下町1127-80
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第20358号
 - 5 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年12月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年12月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社高舘組
高舘 徹
 - 3 主たる営業所の所在地
-

上越市西本町2-1-5

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第10125号

5 処分の内容 管工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年12月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年12月26日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

美濃岡建築大工

美濃岡 一男

3 主たる営業所の所在地

上越市吉川区長峰1112

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第10737号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年12月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年1月6日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社江口電機商会

江口 節子

3 主たる営業所の所在地

上越市大字長者町19-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第39894号

5 処分の内容 電気工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年1月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年1月8日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社パーク新潟

吉澤 徹

3 主たる営業所の所在地

上越市下池部1410

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第41109号

5 処分の内容 建築工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年1月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年1月7日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

紺野建築

紺野 博

- 3 主たる営業所の所在地
村上市松喜和2198-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43444号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和2年1月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年12月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社谷村開発
梅澤 敏幸
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市南寺島1-1-16
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第11423号
 - 5 処分の内容 しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年12月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年12月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
皆川建築
皆川 一真
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市塚野目6-10-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43394号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年12月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年1月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
秋山建築
秋山 稔
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市板倉区針1171-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第27191号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年12月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年12月12日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
三浦装業株式会社
井村 友幸
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区大通南1-164
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第41815号
- 5 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年12月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第159号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和元年5月21日から令和2年1月28日まで
- 3 作業地域 柏崎市

◎新潟県告示第160号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡見附三条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市浦瀬町字江又苅1068番1から	新	6.7~10.4メートル	126.4メートル
同市浦瀬町字石ノ下72番1まで	旧	6.7~8.4メートル	126.4メートル

◎新潟県告示第161号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 長岡見附三条線
- 2 供用開始の区間
長岡市浦瀬町字江又苅1068番1から同市浦瀬町字石ノ下72番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月18日

◎新潟県告示第162号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市真人町字下モ島丙1985番1から	新	6.5～25.8メートル	169.5メートル
同市真人町字下モ島丙4058番まで	旧	6.5～9.8メートル	169.5メートル

◎新潟県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 小千谷十日町津南線
- 2 供用開始の区間 小千谷市真人町字下モ島丙1985番1から同市真人町字下モ島丙4058番まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月18日

◎新潟県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市真人町字大平丁1250番2から	新	7.8～14.4メートル	266.1メートル
同市真人町字下モ島丙2001番1まで	旧	7.8～12.2メートル	266.1メートル

◎新潟県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 小千谷十日町津南線
- 2 供用開始の区間 小千谷市真人町字大平丁1250番2から同市真人町字下モ島丙2001番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月18日

◎新潟県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市真人町字沢口乙441番2から	新	6.2～10.0メートル	429.4メートル
同市真人町字沢口乙584番1まで	旧	6.0～9.3メートル	429.4メートル

◎新潟県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 小千谷十日町津南線
- 2 供用開始の区間 小千谷市真人町字沢口乙441番2から同市真人町字沢口乙584番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月18日

◎新潟県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 向山越後川口停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市西川口字岩出原716番4から	新	8.8～10.6メートル	38.3メートル
同市西川口字岩出原716番4まで	旧	8.8～9.2メートル	38.3メートル

◎新潟県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 向山越後川口停車場線

- 2 供用開始の区間 長岡市西川口字岩出原716番4から同市西川口字岩出原716番4まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月18日

◎新潟県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 親柄大白川停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市須原字砂子沢2410番から	新	5.8～8.1メートル	166.1メートル
同市須原字砂子沢2390番1まで	旧	5.5～7.0メートル	165.3メートル

◎新潟県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 親柄大白川停車場線
- 2 供用開始の区間 魚沼市須原字砂子沢2410番から同市須原字砂子沢2390番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月18日

◎新潟県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小白倉木落線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市木落382番1から	新	10.1～17.0メートル	232.7メートル
同市木落438番1まで	旧	7.0～17.0メートル	233.4メートル

◎新潟県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務

課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 小白倉木落線
- 2 供用開始の区間
十日町市木落382番1から同市木落438番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月18日

◎新潟県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真田高島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市真田甲2217番2から	新	6.4～71.0メートル	257.1メートル
同市真田甲2131番10まで	旧	4.0～71.0メートル	243.8メートル

◎新潟県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 真田高島線
- 2 供用開始の区間
十日町市真田甲2217番2から同市真田甲2131番10まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月18日

◎新潟県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松之山温泉線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市松之山湯本字川下40番1から	新	4.6～8.0メートル	38.7メートル
同市松之山湯本字川下39番1まで	旧	4.6～5.3メートル	39.9メートル

◎新潟県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 松之山温泉線
- 2 供用開始の区間
十日町市松之山湯本字川下40番1から同市松之山湯本字川下39番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月18日

◎新潟県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市馬場丙1494番1から	新	14.8～16.5メートル	18.9メートル
同市馬場丙1494番76まで	旧	14.8～17.4メートル	18.9メートル

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年2月18日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 購入等件名及び数量
新潟県立中央病院 感染性産業廃棄物処理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和2年1月31日
- 6 落札者の氏名及び住所
新潟メスキュード株式会社
新潟市西区寺尾東1丁目19番19号

- 7 落札価格
46,805,000円
- 8 入札公告日
令和元年12月20日
- 9 落札方式
最低価格

人事委員会規則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年2月18日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1838号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(防疫等作業手当)	(防疫等作業手当)
第13条 (略)	第13条 (略)
2 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める家畜伝染病は、次に掲げる家畜伝染病とする。	2 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める家畜伝染病は、次に掲げる家畜伝染病とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>豚熱</u>	(2) <u>豚コレラ</u>
(3) <u>アフリカ豚熱</u>	(3) <u>アフリカ豚コレラ</u>
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
3 (略)	3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年2月18日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1839号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
所在地	公署及び学校等	区域	所在地	公署及び学校等	区域
(略)			(略)		
上越市	(略)	(略)	上越市	(略)	(略)
	(略)	中頸城郡柿崎町		(略)	中頸城郡柿崎町
	(略)	(略)		<u>上越警察署米山寺駐在所</u>	(略)
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。